

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会  
の廃止について（案）

中央環境審議会水環境部会に設置している小委員会のうち、地下水汚染未然防止に係る調査審議が終了したため、下記の委員会を廃止することとする。

地下水汚染未然防止小委員会

よって、平成 22 年 8 月 25 日付け水環境部会決定（最終改正：平成 25 年 4 月 10 日）「中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について」を別紙のとおり改正する。

(別紙)

中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について（案）

平成22年8月25日  
水環境部会決定  
平成25年4月10日改正  
平成26年〇月〇〇日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）  
第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会に置く小委員会につ  
いて次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境部会に、~~瀬戸内海環境保全~~の小委員会を置く。

~~(1) 地下水汚染未然防止小委員会~~

~~(2) 瀬戸内海環境保全小委員会~~

~~2. 地下水汚染未然防止小委員会は、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在  
り方について調査審議する。~~

~~2~~<sup>3</sup>. 瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（法  
律第110号）（以下「法」という。）に関する以下の事項について調査審  
議する。

(1) 法第3条第2項（基本計画）

(2) 法第13条第2項（埋立て等についての基本的な方針）

(3) その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置

~~3~~<sup>4</sup>. ~~瀬戸内海環境保全~~<sup>1</sup>に示す小委員会の決議は、部会長の同意を得て、  
水環境部会の決議とすることができる。

~~4~~<sup>5</sup>. 部会長は、~~瀬戸内海環境保全~~<sup>1</sup>に示す小委員会に出席し、意見を述べ  
ることができる。